



社会教育委員の役割



ENERGY
OF
PEACE
ひろしま



広島県立生涯学習センター

国や県の動向を踏まえて、社会教育委員の役割について理解する。

市町の社会教育委員として、何ができるのかを考え、今後の活動や取組の方向性を検討する。

1 社会教育委員の役割や期待される取組等について

- ・ 国、県の動向
- ・ 社会教育委員の役割
- ・ 活動事例の紹介

2 意見交流（グループ・全体）

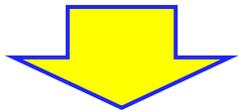
- ・ 今後の活動や取組の方向性

Ⅰ 社会教育委員の役割や 期待される取組等について

生涯学習

教育基本法第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。



人々が生涯にわたって行うあらゆる学習

生涯学習とは、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習のことである。

社会教育

教育基本法第12条（社会教育）

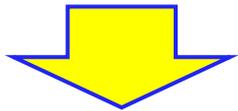
個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育

社会教育法第2条（社会教育の定義）

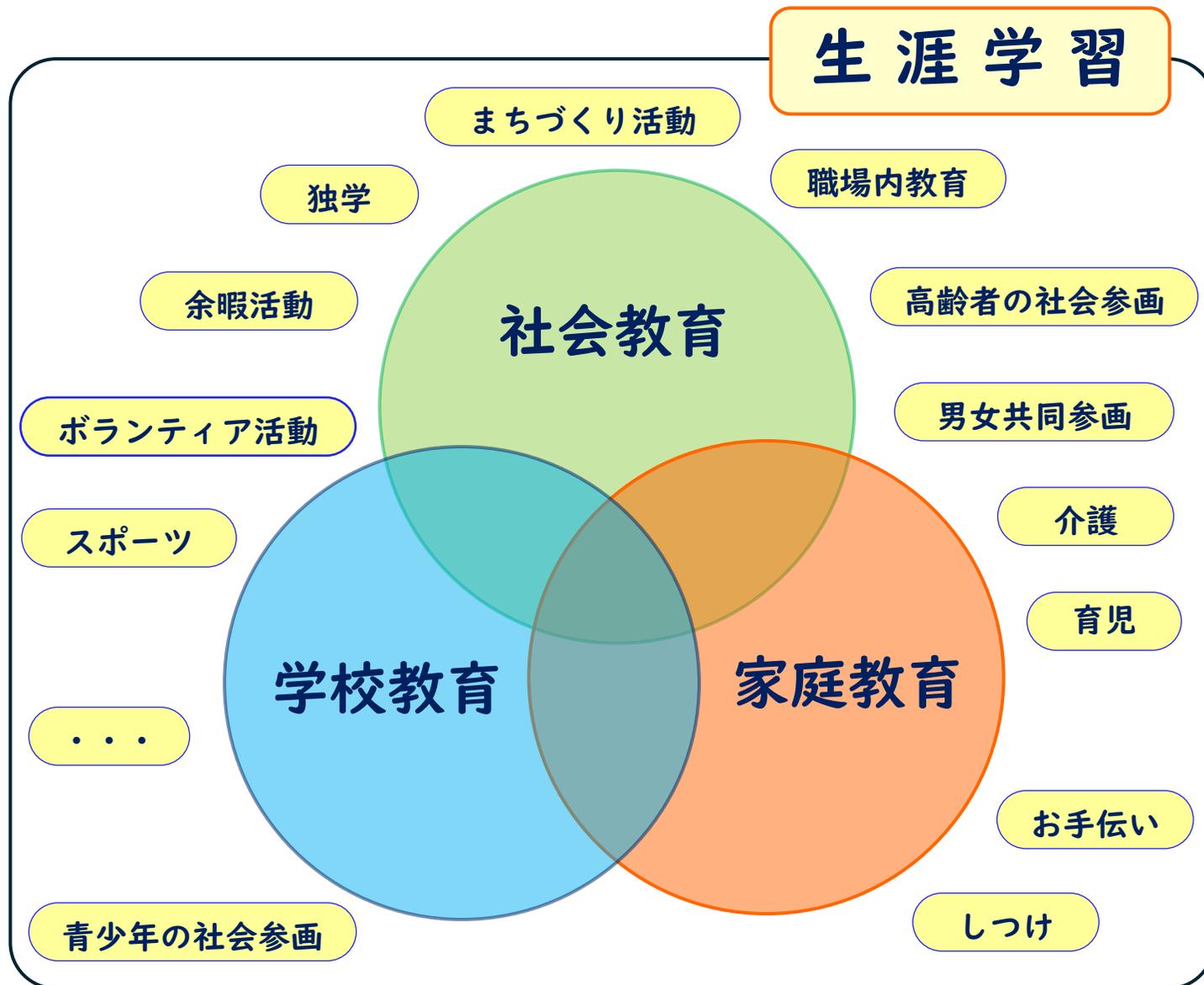
この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。



学校教育・家庭教育以外の組織的な教育

社会教育とは、教育のうち、学校又は家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育のこと。

生涯学習の概念と社会教育・学校教育・家庭教育の関係

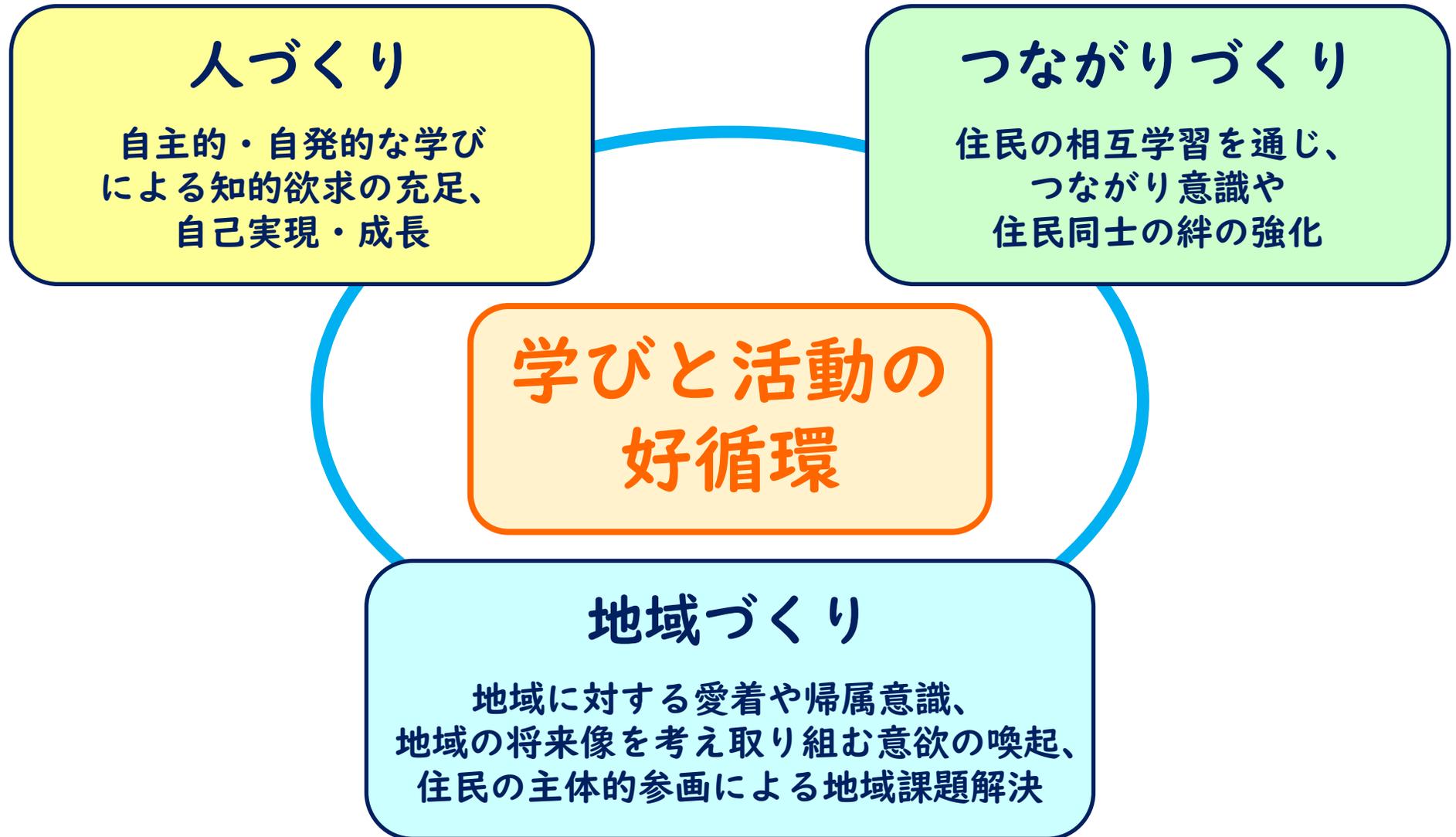


教育基本法第13条

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

これからの社会教育の振興方策



国の主な動向

- ▶ **中央教育審議会生涯学習分科会**
「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」
(令和4年8月)
- ▶ **中央教育審議会生涯学習分科会**
「今後の生涯学習・社会教育の振興方策について」
(令和5年3月)
- ▶ **文部科学省**
「第4期教育振興基本計画」 (令和5年6月)
- ▶ **中央教育審議会生涯学習分科会**
「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」
(令和6年6月)

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）



○平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。

○5年間（令和5～9年度）の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めている。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※ 「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

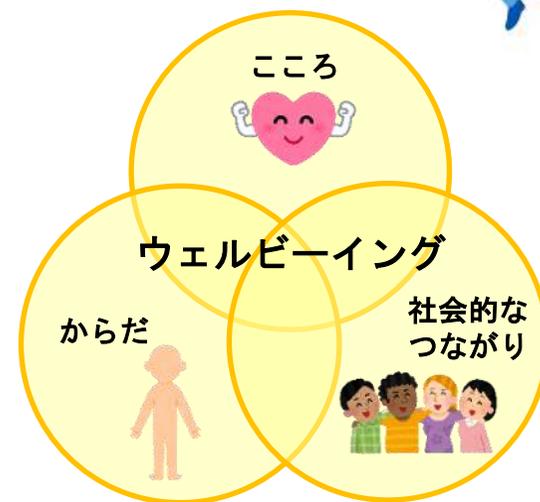
- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

ウェルビーイングとは

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

（教育に関連するウェルビーイングの要素）

自己肯定感

心身の健康

幸福感
（現在と将来、
自分と周りの他者）

協働性

社会貢献意識

学校や地域での
つながり

自己実現
（達成感、キャリア意識等）

安全安心な環境

多様性への理解

利他性

サポートを受けられる環境

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



5つの基本的な方針

1
グローバル化する社会の
持続的な発展に向けて
学び続ける人材の育成



2
誰一人取り残されず、
全ての人の可能性を
引き出す共生社会の
実現に向けた教育の推進



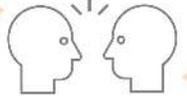
3
地域や家庭で
共に学び支え合う
社会の実現に向けた
教育の推進



4
教育デジタルトランス
フォーメーション（DX）の
推進



5
計画の実効性
確保のための
基盤整備・対話



第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

16の目標と基本施策、指標

目標

8 生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

16の目標と基本施策、指標

目標

10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

目標

14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- NPOとの連携
- 企業等との連携
- 関係省庁との連携

指標

- 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

広島県 教育に関する大綱（令和3年度～令和7年度）



- 教育委員会が所管する施策
- 知事部局が所管する施策
- 知事部局と教育委員会が連携して取り組む必要がある施策

広島県の教育施策全般
の基本的方向性を整理
したもの

広島県教育に関する大綱の構成イメージ

安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

《施策領域》教育を含む17領域

教育に関する大綱

〔基本理念〕 広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現

〔目指す姿〕 一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり

【総論】

- ◆策定の趣旨 ◆大綱の位置付け ◆大綱の計画期間 ◆本県教育の現状・経緯 ◆教育を取り巻く情勢の変化
- ◆本県教育の基本理念・目指す姿 ◆取組の方向

【各論】

◆就学前教育

①乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

◆学校教育

〔初等中等教育段階〕

- ②「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ③一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

〔高等教育段階〕

- ④今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

⑤教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

◆学校教育等を支える環境

⑥教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

⑦安全・安心な教育環境の構築

◆生涯学習を支える環境

⑧生涯にわたって学び続けるための環境づくり

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

人生100年時代においては、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後にボランティア等により地域や社会の課題解決のために活動することが、より一般的になると考えられる。

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

こうしたライフサイクルの中では、学校教育において本県が取り組んでいる「学びの変革」などにより、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を身に付けるとともに、学校卒業後においても生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことが必要となる。

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

このため、先に掲げたりカレント教育を受けられる環境を整えていくことに加え、学校や公民館、図書館、博物館等の社会教育施設をはじめとする「学びの場」を拠点として、地域の学びを支える人材を育成していくとともに、関係機関・団体等と連携・協働を進め、それぞれの「学びの場」が実施する地域の課題解決などの取組を支援することを通じて、学習機会の充実を図っていく。

社会教育法第15条

- 1 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。



各市町社会教育委員条例

社会教育法第17条

- 1 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員の職務（イメージ）

各委員がそれぞれの地域で活動
(課題発見・ニーズ把握)

計画立案

研究調査



社会教育委員

諮問

諮問に応じ意見を述べる
(答申)

教育委員会の会議に出席して
社会教育に関し意見を述べる

青少年に関する特定の
事項についての助言・指導
※市町村の社会教育委員に限る



教育委員会



社会教育関係団体,
社会教育指導者・関係者

意見を参考に新たな施策・事業の実施や改善

社会教育の充実（人づくり・まちづくりの推進）

新たな課題や問題の発生

社会教育委員に関すること

- 社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たす。
- 学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されている。

教育委員会制度（補足）

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。

首長から独立した行政委員会としての位置付け。

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。

月1~2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。

教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。

教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命。

教育委員と社会教育委員（補足）

教育委員

○特別職の地方公務員（非常勤）

※教育長は常勤

○任期：4年（再任可）

○合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

例：「〇〇市教育委員会議」

※教育委員の事務を事務局職員が行う。

社会教育委員

○特別職の地方公務員（非常勤）

○任期：2年（再任可）

○独任制

委員一人一人が独立した立場で職務を行うことができ、個人として調査や研究を行ったり、教育委員会で意見を述べたりすることができる。その集合体として会議を行う。

例：「〇〇市社会教育委員の会議」

※合議制ではないので「社会教育委員会」といった名称は使われないことが多い。

社教ひろしま

特集

これからの時代を見据えた

社会教育委員の在り方

～社会教育委員として、今、私たちにできること～



令和6年3月 No. 70

広島県社会教育委員連絡協議会

<実践報告>

- ①あきたかた市民センター
「きもちかんじるクリスマス会2023」の取組
- ②新型コロナウイルス感染症拡大を経て
気付かされた事
- ③地域をつなぐ社会教育委員の役割
- ④「これからの時代を見据えた社会教育委員
の在り方」に係って、三次市における取組
についての実践報告
- ⑤広島市における社会教育委員の取組

社教ひろしま

特集

ウェルビーイングの実現と

社会教育委員の役割

～次世代を担う青少年の育成を通して～



令和7年3月 No. 71

広島県社会教育委員連絡協議会

<実践報告>

- ①次世代を担う青少年のために
- ②呉市における社会教育委員の役割と取組
- ③「地域の手づくり芸術祭せらポン！」の取組
- ④青少年が「主語」となる社会教育の道筋へ
- ⑤子どもたちが安心できる居場所づくりと地域連携を目指して

社会教育委員の活動紹介（広島県社会教育委員連絡協議会）

広島県教育委員会ホームページ

ホットライン教育ひろしま

音声読み上げ 閲覧補助 組織からさがす よく利用されるページ

Google 提供

検索



↓ 新着情報

教育委員会について

学校教育

乳幼児教育・生涯学習

文化財

入学・転入学・経済的支援

教職員採用・免許・研修等

各種相談窓口・申請・募集

広報・統計・各種情報

所在地 [ホットライン教育ひろしま](#) > 社会教育関係団体等

教員を志望する方へ

県立学校入学を希望する方へ

学校一覧

各課担当業務

報道提供資料

社会教育関係団体等

印刷用ページを表示する

団体名	事務局所在地	電話番号	リンク先等
広島県社会教育委員連絡協議会	広島市中区基町9-42 県教育委員会事務局学びの 変革推進部生涯学習課内	(082)513-5012	社教ひろしま第70号 (PDFファイル)(6.83MB) 社教ひろしま第71号 (PDFファイル)(7.23MB)
広島県公共図書館協会	広島市中区千田町3丁目7-47 県立図書館内	(082)241-4995	https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/kankeidantai/kyokai



2 意見交流（グループ・全体）

【テーマ】

「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進める社会教育の役割

意見交流

テーマ：「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進める社会教育の役割

- ① 今、皆さんが地域に関わっておられることは何ですか？また、その中で課題と感じられていることは何ですか？自由に記入してください。

※ 時間は各研修で調整してください。

意見交流

テーマ：「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進める社会教育の役割

- ② 地域課題の解決のために、社会教育委員として何ができそうですか？
自由に記入してください。

※ 時間は各研修で調整してください。

発表・共有

※ 時間は各研修で調整してください。

広島県教育委員会（生涯学習課・県立生涯学習センター）は、広島県社会教育委員連絡協議会と連携・協働して、県内の社会教育の充実を図るために支援を行っていきます。



ありがとうございました。



ENERGY
OF
PEACE
ひろしま



広島県立生涯学習センター